

## 長期優良住宅法に基づく申請等に対する審査の標準処理期間について

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下、「法」という。）に基づく申請等に対する審査の標準処理期間は、以下のとおりとします。

ただし、下表の標準処理期間には、図書の不備があった場合の追加提出に要した日数や、基準を満たすかどうか判断できない場合に行う質問に対する回答に要した日数は含まれません。

### 【新築基準が適用される住宅】（既存住宅を除く。）

申請の区分			標準処理期間
当初計画認定申請 （法第 5 条申請）	一戸建ての住宅 併用住宅 <sup>(※1)</sup>	確認書等 <sup>(※2)</sup> 有	7 日
		上記以外	2 1 日
	共同住宅等	確認書等 <sup>(※2)</sup> 有	1 4 日
		上記以外	3 5 日
法第 6 条第 2 項の確認の申出を行った場合			上記に加え、建築基準法に定める日数を加算
計画変更認定申請（法第 8 条）			当初計画認定申請（法第 5 条申請）に準ずる
譲受人決定の計画変更認定申請（法第 9 条）			7 日
地位承継の承認申請（法第 10 条）			7 日

### 【増改築基準が適用される住宅及び新築基準が適用される既存住宅】

申請の区分			標準処理期間
当初計画認定申請 （法第 5 条申請）	一戸建ての住宅 併用住宅 <sup>(※1)</sup>	確認書 <sup>(※2)</sup> 有	1 1 日
		上記以外	3 2 日
	共同住宅等	確認書 <sup>(※2)</sup> 有	2 1 日
		上記以外	5 3 日
法第 6 条第 2 項の確認の申出を行った場合			上記に加え、建築基準法に定める日数を加算
計画変更認定申請（法第 8 条）			当初計画認定申請（法第 5 条申請）に準ずる
譲受人決定の計画変更申請（法第 9 条）			7 日
地位承継の承認申請（法第 10 条）			7 日

#### （※1）併用住宅

住宅以外の用途に供する部分及び住宅の用途に供する部分から成る一戸の住宅で、床面積の合計のうち住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が 50 m<sup>2</sup> 以下のもの。

#### （※2）確認書等

住宅の品質確保の促進等に関する法律第 6 条の 2 第 5 項に規定する住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書